

批評・紹介

池田 温編

敦煌漢文文獻（『講座敦煌』第五卷）

高 田 時 雄

『講座敦煌』の最終回配本『敦煌漢文文獻』がようやく刊行の運びとなった。全九巻の完結には、故榎一雄教授の編になる第一巻から數えてちょうど前後十二年の日子を費やしたことになる。息の長い仕事を完遂された関係者の方々にまず敬意を表したいと思う。本來この講座は全十三巻の豫定で企畫され、はじめ何冊かの配本の巻末にはその内容見本が掲げられてゐるのは御存知の向きも多いと思われる。いまそれを最終的に實現した陣容と比べてみると、附録の趣きが濃いつ敦煌學の現状と展望』『敦煌ハンドブック』の二巻は措き、『敦煌の美術』が完全に姿を消したのが目を引く。さらに現在の第九巻『敦煌の文學文獻』はもと『敦煌の文學と言語』の標題の下に「言語」を含むはずになっていたのが分かる。美術の分野が敦煌學に占めるべき地位はいまさら喋々するまでもないが、言語にしてもまた同様であつて、中國の敦煌吐魯番學會には「語言文學分會」が設けられてゐるほどである。本講座がこれらの分野を總合し得ていないことは、いかにも残念なことと言わねばならない。將來、何らかの形で補遺が望まれるところである。

さて本巻は『敦煌漢文文獻』と稱するものの、實際には敦煌遺書

に含まれる漢文文獻のすべてを扱うわけではない。というのは『講座敦煌』には、佛教文獻、禪文獻、道教文獻、文學文獻の四分野についてすでに各一巻が割り當てられており、本巻はそれらと併せて漢文文獻の全體像を提示する構成になっているからである。それでも本巻のカヴァーする範圍は、上記の比較的メジャーな分野を除くすべてを對象としているため、非常に廣くかつ多様なものとなっている。こうした廣範圍にわたる文獻の解説に應ずるべく、各項目の執筆には専門領域における第一線の研究者が充てられているわけであるから、その内容は極めて信頼性が高いと考えてよいであらう。ただ「はしがき」に言うように、本巻の編集はほぼ十年がかりでなされたため、項目によつては敦煌學の迅速な發展を十全に反映し得ていないのは致し方ない所であらうと思われる。しかし多くの執筆者が良心的に出来る限り新しい業績を取り入れようと努力された點は處々に見て取れる。

本巻の廣範圍な内容に對して正しい評價を下す能力はもとより筆者にはない。したがつて以下に書き連ねる事柄は、筆者が本巻を通讀してわずかに氣付いた點を指摘するばかりのささやかな刊謬補缺の試みに過ぎない。ただ能う限り新しい情報を提示することにはいささか意を用いたつもりである。中には執筆者に對して禮を失する言辭や正鵠を得ない言い掛りも數多いと思われるが、すべて御寛恕を賜れば幸いである。

まず本巻の構成を見るため、どのような項目が立てられているかをその執筆者と共に掲げておこう。各項目下に頁數を加えておいたのは、こうすれば下文の指摘がどの項目に關して言われているのか

が多少でもわかりやすいと思うからである。

一	敦煌漢文寫本概観 吳其昱	一一四二頁
二	中國書法史上から見た敦煌漢文寫本 伊藤伸	一四五—二二七頁
三	敦煌の加點本 石塚晴通	二二一—二六二頁
四	儒教典籍 土田健次郎	二六五—三〇二頁
五	史籍 尾崎康	三〇五—三三〇頁
六	地理書 日比野丈夫	三三三—三五四頁
七	類書 王三慶	三五七—四〇〇頁
八	訓蒙書 東野治之	四〇三—四三八頁
九	占筮書 菅原信海	四四一—四六一頁
十	曆書・算書 宮島一彦	四六五—四八六頁
十一	敦煌本の本草醫書 宮下三郎	四八九—五〇六頁
十二	敦煌資料と唐代法典研究 岡野誠	五〇九—五三二頁
十三	官文書 中村裕一	五三五—五八四頁
十四	寺院文書 竺沙雅章	五八七—六五二頁
十五	契 池田溫	六五五—六九二頁
十六	唐代書儀の類型 周一良	六九五—七〇九頁
十七	敦煌漢文寫本の價值 池田溫	七一一—七三一頁

二四頁 「寫本の印章については、寺院の藏經印を除けば、他は皆、官印であり、……」というのは、事實としては誤りである。管見に入った限りでは、吐蕃期の便麥粟契P二六八六に李和々の小圓印があり、P三三九四「大中六年（八五二）張月光賣園舍田地契」

には賣主張月光および保人として名を連ねた男堅々、男儒奴などがそれぞれ小圓印を押捺している。いま張月光の印章を例に取ってその形式を述べるならば、圓内の上部にチベット文字で sang zhi tshig と姓名を入れ、下部に動物文様を刻するといふもので、中國一般の印章とはすこぶる趣を異にする。その同じ張月光の印章はまた同人と弟日光との間に交わされた財産分割契P三七四四—一にも見え、この契には日光および表姪郭日榮についても同形式の印影を確認できる。大中五年（八五一）の紀年を有するS一三五〇「僧光鏡負儷布買劍契」には光鏡と見人僧智咬の、やはり同じような小圓印が見える。以上は契約に見られるものであるが、肅州の都頭宋富松が（恐らくは沙州の）弟富眞に送った手紙（S四三六二）にも二種類の長方形の小印が見られる。印章に書かれた文字は確認できないものの、文中に「看印子……收領」（印章に照らして受領せよ）とあるから、これが宋富松の印章であることは疑いを容れない。以上の例から敦煌では私印もまた時に用いられることのあったことが分かる。この種の私印は他にも発見される可能性は無いとは言えないが、これまで知られた以上の僅少な例のほとんどが吐蕃期および歸義軍初期に集中している点が注意される。形式も特殊なものであることを考慮すると、吐蕃期獨特の風尚と理解すべきであるかも知れない。

二五頁 宋代は避諱に關して嚴格で、祕を終えた諱も犯すことを許さなかった、として『紹定』禮部韻略所載淳熙重修文書式および陳垣『史證舉例』に参照させる。一般にはそのように認められているのはわかるが、果してその嚴格さは宋一代を通じて一貫したも

のであったらうか。参考までに以前から氣になっている例を挙げ
ておくと、『韻鏡』の卷首に附せられる「韻鏡序作」には「舊以翼
祖諱敬、故爲韻鑑、今遷祧廟、復從本名」とある。これによれば祧
を終えた諱は必ずしも避けなかったのである。ちなみにこの序文は
南宋の嘉泰三年（一二一三）張麟之によって書かれたものである。

三八頁　ここで未出版とされる胡鳴盛編の目録は最近になって一部
公表された（方廣鎔「北京圖書館藏敦煌遺書勘査初記」『敦煌學輯
刊』一九九一年第二期、總第二〇期）。同時に、これまで必ずしも
充分な情報のなかった北京圖書館所藏敦煌寫本の状況もかなり明ら
かとなった。今、方氏の報告に基づいて、ここにその概要を紹介し
ておくのは無駄ではないと思われる。

北京圖書館の敦煌寫本は過去三回にわたって整理がなされた。最
初の整理は寫本が藏經洞から北京に移送された直後に行われ、千字
文番號によって位字七九號までの八六七九點が登錄された。今日な
お使用される陳垣『敦煌劫餘錄』（一九二九）はその最初の調査目
録たる『敦煌石室經卷總目』八冊に基づいて作成された分類目録で
ある。『劫餘錄』ではもとの千字文による編號中に二種以上の文獻
を含むものを分出したために、實際には八七三八點が登錄されてい
る。『劫餘錄』卷首の「檢目」を見ると、ひとつの千字文編號に對
して複数の頁を指示するものがあるが、それは正にこの状況を反映
している。またこの八七三八という數は今日われわれが目にするマ
イクロフィルム所收寫本の總點數でもある。これを「劫餘錄部分」
と稱する。

許國霖『敦煌寫經題記與敦煌雜錄』（一九三六）には『劫餘錄』

未收の殷字號、周字號などの經卷が載せられているため、『劫餘
錄』所收のもの以外にも北京には相當數の寫本の存在することが想
像されていたが、詳細は明らかでなく、今日に至るまでその部分の
マイクロフィルムは公開されていない。この部分に關係する第二回
の調査は一九二九年までには行われ、第一回の整理時にもれた計一
一九二點が加えられた。先の目録が位字號で終っていたのを承け
て、「讓、國、有、虞、陶、唐、周、發、殷、湯、坐、朝」の十二
字が用いられた。いかなる譯か、中間の「弔、民、伐、罪」は使わ
れていない。その後、圖書館に寫經組が設けられ研究が進められた
結果、この部分に對する目録『敦煌石室寫經詳目續編』が一九三五
年に完成した。同じく「劫餘錄部分」についても新たに『敦煌石室
寫經詳目』が編纂された。そのうち前者が今回公刊されたことにな
る。この第二回整理による部分を方氏は「詳目續編部分」と呼んで
いる。

そして最後の第三回調査が一九九〇年方廣鎔氏によって行われ、
その結果新たに三六一四點が整理された。これは北京圖書館の移轉
に伴って善本書庫の二つの木箱から發見されたものである。やや
長い卷子も含まれるものの、多くは二、三十センチ或はそれ以下の
斷片であり、過去二回の整理の際に残されたものであるらしい。す
なわち「殘卷部分」である。三六一四點の内譯は、(一)佛教文獻、二
三八二點。經、律、論および疏釋など以外に、經錄や目連變文の類
もある。(二)道教文獻、一〇點。(三)帳契、一五點。(四)雜類、三一
點。その中には牒狀、四部書、九九表などを含む。(五)版本研究に價値の
ある書物、九點。初期の胡蝶裝、折本裝などの裝禱を含む。(六)紙製
の書帙。三四點。(七)チベット文、ウイグル文寫本、一三點。(八)引

首(標。すなわち卷子の最初の部分)、七四〇點。(ウ)白紙、三七七點。烏絲欄、朱絲欄を施したのも若干點ある。(ハ)軸、三點。「殘卷部分」はこれまで全く知られなかったもので、「詳目續編部分」とともにマイクロによる速やかな公刊が望まれる。

以上三部分は藏經洞から直接にもたらされた經卷であるが、北京圖書館にはその後の八十年間に様々な經緯で收藏された敦煌遺書が一八〇〇點以上に達するという。その中には個人の寄贈や圖書館の購入したものもあるが、多くが解放後から文化大革命までの間に文化部から回附されたものである。文化大革命の後、これらの内一六五〇點がマイクロフィルムに撮影され、その後またその中の一〇五六點について『敦煌劫餘錄續編』という目録が編集された。これには管て旅順にあった大谷探險隊將來の寫本がほぼすべて含まれていることは、すでに多くの人の知るところであらう。

六八頁 偽經に關して解説する中で、「善惡因果經」にソグド語譯、チベット語譯の存在するを言い、また『蒙文大藏經』のモンゴル語譯は『西藏大藏經』に基ついた譯であると指摘するが、これには若干補足を必要とする。第一に吳氏はチベット語譯に關して、『西藏大藏經』所收の二本、すなわち北京版の一〇三三(法成譯)及び一〇二四號のみしか擧げないが、ここには當然敦煌本の存在を言っておくべきであらう。インド省圖書館のスタンイン蒐集敦煌チベット寫本中に三點の斷簡、Ch. 73. VII. 2 (ナサン旦二二〇)、Ch. 73. XV. frag. 4 (同三三二) Ch. 73. XIII. 1 (同三三五一、三)が見出され、これらの寫本は法成譯に屬すると考えられる(武内紹人氏の調査による)。また『蒙文大藏經』のモンゴル語譯本は

リゲティ目で一一一八、一一一九號の二種が存在し、これらは吳氏のいうように、それぞれ『西藏大藏經』の二本から譯したものが明白であるが、別到大藏經本ではない單行のモンゴル語寫本「善惡因果經」が大坂大學に所藏される。森安孝夫氏によれば、この寫本は外形的特徴から十七世紀に作られたものと想像されるが、その翻譯に用いられた用語はチベット語から譯した『蒙文大藏經』所收本とは異なり、十三、十四世紀ウイグル語からモンゴル語に導入された佛教用語が隨所に見られると言う。したがって寫本自體は比較的新しいものであっても、その成立は古いことが推測されるとともに、かつてウイグル語譯が存在したことをも豫想させるもので、極めて重要なものである(森安孝夫、『善惡因果經』の流通とその史的背景、『三島海雲記念財團第三回事業報告』、一九八六、二二五—三三二)。

一一七頁 吳氏は王梵志詩集の現存する敦煌寫本が、英・佛の二五點、ロシアの四點及び日本の寧樂美術館所藏の一點をあわせて計三〇點とするが、他に李盛鐸舊藏の一本(すなわち「敦煌遺書散錄」の第二一九號)を加えることが出来る。この寫本は下端のかなりな部分が損傷しているものの、首尾を存し本文九十行からなる。劈頭に「王梵志一卷」と題し、末尾にも「王梵志一卷第一」という。また「辛巳年十月六日金光明寺學郎范(?)具宗寫記之耳」という題記を附す。テキストの系統から言えはいわゆる一卷本に屬するもので、この寫本によって新たな詩を加えることはないが、校勘上の價值は少なくないと思われるので、敢えてここにその存在を報告しておく。

二四八頁 周知のように漢語には四聲の違いによって文法的機能に異にする場合があり、これを「破音」と呼んでいる。例えば「王」を平聲に讀めば「王者」「王侯」のごとく名詞を表わすが、去聲に讀むと「王」として君臨する「義の動詞となる。この場合、より一般的な用法である前者を本音とし、後者を破音とする。そして文字の四隅に點や圈を附けることで、この破音を本音と區別することが普通に行われた。破音の注記は寫本時代には書物を讀むものが自ら記入したと思われるが、時代が下って明代頃になるとあらかじめ圈點を附けた刊本もしばしば世上に現れるようになった。そういった際にわれわれの常識では、破音は左下角から始まって時計まわりに平上去入の順に表示するものと考えている。例えば太宰春臺『倭讀要領』巻下第五葉「發音法」に「點發とは、四聲を點するをいう。或は圈發という。その法、字の四角に半圈を加ふ。平聲は下の左角に加ふ。上聲は上の左角、去聲は上の右角、入聲は下の右角なり」と説明されるものがそれである。ところが、石塚晴通氏擔當の項目「敦煌の加點本」を見ると、破音の表示はどの四隅から始まるものも存在したことが分かる。石塚氏のこの項目では、敦煌寫本のなかに見える加點本について破音の加點様式が分類され、時代別にその發展を跡づけるという野心的な試みが爲されていて、すこぶる興味深いものがあるが、われわれが素朴に疑問とするのはこのような多様な加點様式のうち、左下角から始める形式のみがひとり後世に行われたのはいかなる理由によるものかということである。また石塚氏は、よく引き合いに出される張守節『史記正義』發字例の記述を同氏のいう第二型の加點すなわち右上角から始まる方法について述べたものとしている。もしこれがその通りであれば、たしかに中原

において後世の様式とは異なる傳統が確固として存在したことの證據となる。しかしこれにも疑問がないわけではない。張守節の記述で問題となる箇所を挙げると、それは次のようである。「字に數音ある場合は意味をみて點發するが、すべて平上去入に従って行い、平聲を點發しようとするときには必ず「寅」の位置からはじめる」(字或數音、觀義點發、皆依平上去入、若發平聲、每從寅起)。石塚氏は、「寅」の方位が東北であることから即座にこれを右上と考えたもののようである。これは北を上とする通常の見方に従えば當然そのようにならざるを得ない道理であるが、もし反對に北が下で南が上となるような場合には、張守節の記述はまさしく左下から始まるものを行っていることとなる。したがってこの部分の解釋は——に懸かつて張守節の念頭にあった方位圖がどちらを向いていたかという點に存する。それについて想起されるのは、相宅圖のように干支で方位を示す典型的な例の場合には、南が上すなわち寅は左下角に位置しているという事實である。敦煌寫本中にも相當數みられる宅經類(例えばP二六三三)や具注曆などに載せるもの(例えば大英圖書館所藏P六の「推丁酉年五姓起造圖」)の形式を知れば、これにはまず例外のないことがわかる。張守節の記述はやはり平聲の點發を左下からはじめる傳統的な様式を述べたものと考えるのが無難ではあるまいか。

三〇一頁 『經典釋文』の敦煌寫本としてスタイン・ペリオ收集の四點を挙げるが、北京本中にも「禮記釋文」があることを指摘しておくべきであろうか。許國霖「敦煌雜錄」に「禮記音義」と擬題された殷字四四號がそれである。檀弓上第三の半ばから同下のはじめ

までを存する。誤字が多いものの、現行本との違いはさして大きいとは言えない。ちなみに『敦煌雜錄』にはまた「論語音義擬」（殷字四二號）も載せてあるが、こちらのほうは釋文ではないらしい。

三二二頁 『漢書』蕭何曹參傳もやはり、『詠月詩六首』の方が表かと思われる」と尾崎康氏の想像したのは、あるいは「總目索引」が「P二九七三、詠月詩六首、背爲漢書蕭何曹參張良傳殘文」とするのによったものであるう。ところでこの寫本は現在剝離されてP二九七三aおよびP二九七三bの二寫本となっていて、新しいマイクロフィルムはこれによっている。ちなみに『敦煌寶藏』はせっかく新しい寫眞を使いながら、『總目索引』にひかれて誤っている。一般に『總目索引』とくに「伯希和劫經錄」の記述は寫本の現況を反映していないことが多いので注意する必要がある。ところで問題の漢書はP二九七三bの方でその紙背には何も書かれていないから、この寫本は「紙背本との關係」を考える材料とはならない。

三二五頁 P二五八六は一九一三年羅振玉がこれを『鳴沙石室佚書』に收録した時、跋文を附して鄧綰『晉記』であると認定した。王重民『總目索引』に「晉記殘卷、鄧綰撰、據羅振玉攷」とするのはこれを承けるものであるが、同氏「古籍敘錄」には慎重に疑問符を附している。それに對して周一良、饒宗頤二氏は孫盛の『晉陽秋』であるとする（一〇三頁、吳其昱氏の記述を参照）。尾崎氏が、比較的近年に發表された饒氏の説（一九八六年）はともかく、周氏の説にもまったく觸れず、舊來の鄧綰『晉記』説を踏襲しているのはどうしたことであろうか。近年トルファンから孫盛『晉陽秋』と

される古寫本が発見されたが、これとP二五八六寫本との關係についても尾崎氏は否定的である。しかしこの認定についても王素「吐魯番所出《晉陽秋》殘卷中史實考證及擬補」（『中華文史論叢』一九八四一二）、陳國燦・李征「吐魯番出土東晉（？）寫本《晉陽秋》殘卷」（『出土文獻研究』文物出版社、一九八五）があり、否定する場合には相應の反論が必要であろう。

三二九頁 『孝子傳』については少し補っておく必要を感じる。尾崎氏は敦煌本に『孝子傳』と稱するものが四本あることを言い、その内の三本すなわちS三八九V、P三五三六V、P三六八〇Vは同一テキストの別寫本であるとする。これはいかにもその通りなのであるが、では残りの一本はどうであるかといえば、尾崎氏の記述には何の言及もない。思うにこれはむしろ後で觸れる類書『事森』の斷片S五七七六でなければ、李盛鐸氏舊藏本、散錄第二二八號を指しているのに違いない。いずれにせよ尾崎氏は李氏舊藏本を見る便宜を得なかったようであるから、簡単に解説をしておく、これもまた他の三本と同一テキストの別寫本であることは疑いないが、傳の配列順序にかなりな異同がある。これは他の三本間についても同じく言える事柄であった。いま各寫本の順序を言えば、S三八九Vは「郭巨、舜子、文譚、向生」、P三五三六Vは「閔子、舜子、向生、王褒」、P三六八〇Vは「王褒、王武子、閔子」であるのに對し、李氏舊藏本は「舜子、郭巨、閔子、王褒、向生」の順になっている。

さてこれも尾崎氏の言及しないことであるが、注意すべきは敦煌本『孝子傳』が『敦煌變文集』（一九五七）に採録されているとい

う事實である。これは敦煌本『孝子傳』が各傳のあとに「詩に曰く」として「七言俗詩」を掲げるという體裁をとっていることが大きく影響していると思われる。さて、その『敦煌變文集』ではP二六二を底本とし、S五七七六および上記S三八九V、P三五三六V、P三六八〇Vの都合五本を用いて『孝子傳』の校訂を行っているのであるが、前二寫本は類書『事森』の一部であり後者とは全く異なったテキストである。これについては本書三六三頁「類書」の項に王三慶氏が明確に説く通りである。また潘重規『敦煌變文集新書』（一九八四、臺灣中國文化大學中文研究所）にもP二六二は一種の類書であるとする案語を載せている。さらに郭在貽他『敦煌變文集校議』（一九九〇、岳麓書社）にはP二六二が類書『事林』の「孝友篇」に他ならないことを指摘している。いま王三慶氏の言を引用すると『敦煌變文集』は……散文韻文合體の變文と散文敘事の類書を混同してしまい、講唱文學と説話故事が同一源から出たような錯覺をいだかせたが、今後これら兩種は區別を明瞭ならしめねばならぬ」ということになる。これに従えば「事森」が散文敘事の類書で説話故事であるのに對し、敦煌本『孝子傳』は散文韻文合體の變文であり、講唱文學のテキストに他ならないことになろう。ただ果たしてこの散文韻文合體の形式から直ちに『孝子傳』を變文であると認定し得るか否かについては躊躇されるが、變文とも相應な關係のあるテキストであったことは、李氏舊藏本の構成によって理解される。同寫本では舜子と郭巨の傳のあいだに、舜に關する別のテキストが挿入されているが、このテキストは實はP二七二・V「舜子至孝變文」の一節（『敦煌變文集』の校録本でいえば一三三頁第十一行から一三三頁第四行まで）にほぼびったり合致す

る。この事實の解釋に關しては様々な考え方が有り得ようけれども、敦煌本『孝子傳』と「舜子至孝變文」の密接な繋がりとは否定し難いと思われる。

また尾崎氏は傳世本『孝子傳』では唯一の完本として、京都大學附屬圖書館所藏の天正八年清原校賢寫本を擧げるが、おなじく完本に陽明文庫本も存在することを言っておくのが至當と思われる。

三五一頁「五臺山巡禮記二種」の項下には李盛鐸舊藏の「驛程記」（散錄三二一號）を補う必要がある。これは首尾をともに闕くわずかに全十行の斷簡であるが、今日の内モンゴル自治區、黃河が大きく灣曲していわゆる河套（オルドス）を形作る、その北側を、河に沿って東に向かい、西受降城、天德軍、中受降城と道をたどり、その後黃河が南に向きを變える地點で（恐らく）紫河に沿って東行し、やがて關を越えて靜邊軍に至り、そこから南行して鴈門關北口に着するまでの旅程を記録している。その間、八月の十六日から九月十八日までおよそ一月あまりを要している。その道筋から見ても、敦煌の住人が五臺山に巡禮する旅程を記したものであることは明白である。これまで知られた二種の五臺山巡禮記（S三九七、P四六四八）がともに中原からの路程を書いたものであったのに對して、この寫本は右のようなルートを辿っている點に歴史地理上の價值が認められるであらう。いまその路程を日を逐って掲げることとで參考に供する。

〔八月十六日〕 至谷南口宿

十七日 〔……………〕

〔十八日〕 至西受降城宿

十九日	西城歇
廿日	發至四曲堡下宿
廿一日	發至吳懷堡宿
廿三日	發至天德軍城南館宿
廿四日	天德打毬設沙州專使至
九月三日	發天德發至麥泊食宿
四日	發至曲河宿
五日	發至中受降城宿
六日	發至神山關宿
七日	雲迦關宿
八日	歇
九日	發至長平驛宿
十日	發至寧人驛宿
十一日	發子河驛宿
十二日	發至振武宿
十三日	發長慶驛宿
十四日	發至靜邊軍宿
十五日	紇藥驛宿
十六日	平番驛宿
十七日	天寧驛宿
十八日	屬門關北口驛宿
十九日	〔……………〕

三五三頁 『大唐西域記』の敦煌寫本としてはP二七〇〇_{rs}も加えておいてよからう。稚拙な手で書かれたわずか十三行の斷簡に過

ぎないこの寫本は、敬播序の部分から西域三十四國の目錄および序論の開頭部までに該當する。國名の順序は現行本とのあいだに若干の相違がある。また敬播序の末尾は百字ちかくを脱落したままで國名に接續させていて、決して良質の寫本とは稱し難い。

三六三頁 上にも觸れた類書『事森』のP二六二寫本の末に「寫書不飲酒、恆見筆頭乾、且作隨疑過、卽與後人看」という五言四句の落書きが書かれてある。王三慶氏はこれを「机前に坐して寫すのに耐えかねた」、心情を吐露したものと見做す。しかしこの「寫書不飲酒」にはじまる四句は、九・十世紀の敦煌寫本中に、若干のヴァリアントを含みつつ數多く出現し(P二六二一、P二九三七、P三三〇五、P三九〇六、北京位字六八、宿字九九など)、當時寫字生の間に相當流行した詩句であつたらしい。同種の戲詩には「書後殘紙、不可裂將歸、雖然無手筆、且作五言詩」(P二九四六、P二九四七、P三一九二、P三三二二など)というものもある。この種の詩句がもし流行歌のたぐいであつたとすれば、心情の吐露というのも幾分割り引いて考えねばならぬであらう。

三七八頁 『類林』のJ寫本すなわちS四一九五Vが「僅かに首三篇の一部難字の釋文だけで、事類と敍文を缺く」ものだとするが、若干不正確である。實際にはこの寫本は『類林』の帝德篇第一から公主篇第四まで「首四篇」について難字を拾ひ出しただけのものであり、釋文はない。各文字はそれぞれ空白をあけて書かれてあり、後から音を附けるつもりであつたと思われるが、結局そのままに終わつたものである。この種の難字音注の寫本は、實際に音が附けら

れたもの、この寫本のように附けられなかったものを含めて、敦煌寫本中にはかなりな数が残っている。

三八七頁 『雜抄』にはごく最初の部分だけであるがチベット文字で書かれた寫本が存在する。ペリオ收集チベット寫本P一二三八番。高田時雄『敦煌資料による中國語史の研究』（一九八八、東京、創文社）三四、二九三頁を参照。

四四九頁注(三) P二六一五寫本の卷頭には『總目索引』のいう通り『□帝推五姓陰陽等宅圖經』とある。五姓説の發生を黃帝と結び附ける俗説は舊唐書の呂才傳にも見えるところであり、これを「黃帝」に假託した書名と見做すことにはなんら不都合はないと考えられる。それにも関わらず、書名をことさらP三四九二と同じ『新撰推五姓陰陽等宅圖經』と改めようとするのは理解に苦しむ。おまけに「新撰……」とするのも間違いで、『諸撰……』が正しい。

四七三頁 敦煌寫本の曆日で日曜日「蜜」、木曜日「噉」と表わし、これらがソグド語の音譯であることを指摘するが、この箇所には若干の問題がある。まず「噉」を木曜日とするのは誤りで、水曜日でなければならぬ。引用する施萍亭氏の論文でも週の第四日と言ひ、木曜日とは言っていない。單純な誤解であらう。また「噉」の音を「サク」とするのも適當ではない。恐らく(大漢和經由で)『字彙』の「側格切、音責、卒聲」によったものであらうが、これはまったく異なった語である。『宋史律曆志』が「滴」と作るのに従い「テキ」と讀むほうが音はむしろ近い。「滴」は『廣韻』

「都歷切」で、唐代にはほぼ**teik*のような音であったと推測される。原語のソグド語は *ṣak* であるから「サク」よりは「テキ」がまだしも相應しいわけである。敦煌本が「滴」のさんずいに換えて口偏の「噉」にするのは、明らかに音譯字であることを示そうとする意圖である。しかしこれでも日曜日の *ṣak* に對して「蜜」(**teik* *h* *teik*) を當てる音譯の仕方に比べると精確さにおいて劣ることは否定できない。『文殊師利菩薩及諸仙所說吉凶時日善惡宿曜經』(大正No.1299)に見える七曜名では、水曜は「咲」となっていて、「丁逸反」の音注がついている。これだと**teik* *h* *teik* となり、「蜜」の場合と音譯法が完全に平行する。これなら讀音は「チツ」となる。「咲」と「噉」とでは形の類似によって誤ったと見做すには無理がある。おそらくは常用字では「丁逸反」に該當する文字を容易に見出し難いため、韻尾の相違を犠牲にして「噉(滴)」字を選んだものであらう。ソグド語の七曜名は、敦煌寫本では、宮島氏の擧げる羽田・ペリオ紹介の『七曜曆日』(P二六九三)以外に、S二四〇四の甲申歲(九二四)具注曆の「推七曜直用日吉凶法」にも見える。この問題に關しては、羽田による『敦煌遺書』の解説のほか、F. W. K. Müller, Die „persischen“ Kalendarausschnitte im chinesischen Tripitaka, *Sitzungsberichte der Kön.-Preuss. Akad. der Wissenschaft*, 1907, pp. 458-465, Ed. Chavannes et P. Pelliot, *Un traité manichéen retrouvé en Chine* (2e partie), JA 1913 jan.-fév., p. 165ff. が必讀文獻であらう。

五三六頁 『千祿字書』には、表・奏は通字體を用いるとして「*ṣak*」とあるが、『千祿字書』の原文は次の如くで、かならず通字體

で書くものとは言っていない。「いわゆる通字というのは、傳承久しい習慣があるので、これを表・奏・牋・啓・尺牘・判狀に用いたとしても、非難されることはない」（所謂通者、相承久遠、可以施表奏牋啓尺牘判狀、固免詆訶）。普通にはやはり正字體を用いるのが望ましいが、通字體を用いることも許される、というほどの意味であろう。これは俗字體についても同じで、「いわゆる俗字體は、たいていみな卑俗なものであるが、籍帳・文案・券契・藥方なら雅言とはいえないので、これを用いても差し支えない」（所謂俗者、例皆淺近、唯籍帳文案券契藥方、非涉雅言、用亦無爽）という。すなわちこれも籍帳等には俗字體をまじえてもかまわないことを言っているので、この種の文書は俗字體で書くべきことを規定したものと考えることは出来ない。さらに『千祿字書』の正・通・俗の三體は、楷・行・草の書體とは別のカテゴリーであるから、この文脈において引用するのは適當とは言えない。

七二四頁 民間に李盛鐸舊藏本と稱する敦煌寫本が流布し、しばしばそこに「德化李氏凡將閣珍藏」の印が捺されていることは著名な事實である。藤枝晃氏は京都國立博物館に所藏される守屋コレクションの傳李盛鐸舊藏本に就いて、この李氏鑑藏印の詳細な調査を行い、それらすべてが仿製印で八種類からなることを明らかにした（『京都國立博物館學叢』第七號、一九八六）。ならば眞印はどのようであり、どの寫本に見られるかが示されて然るべきであると思われるが、言及されていない。この點に關して、池田氏が不滿を洩らされるのは大いに頷けるのであつて、筆者もこの鑑藏印の確實に眞物とされるものを知りたいと思う。ただ筆者の狭い見聞の範圍内で

言えば、李氏舊藏本で眞品と目されるものに捺されている印章は、「敦煌石室秘笈」「李盛鐸合家眷屬供養」「兩晉六朝三唐五代妙墨之軒」「木犀軒藏書」「李滂」「李盛鐸印」「木齋審定」「木齋眞賞」などであり、問題の「德化李氏凡將閣珍藏」については不思議なほど見あたらない。（ただし「木齋審定」「木齋眞賞」の二印は守屋本にもある。）この事實から、例えば「德化李氏凡將閣珍藏」印の捺された寫本すべてが怪しいというようになるかどうかは今後の研究に俟たねばならないが、ともあれ敦煌寫本の眞偽の問題が李盛鐸舊藏本の解明によつて大きな進展を得られることは間違いない。その意味でも各處に散在する李氏舊藏本の總合的な調査が望まれる。

以上、書物全體からすればはなはだバランスを缺く結果となつたが、氣附いた限りで若干の問題點を指摘しておいたつもりである。本書が今後敦煌學に志すものにとつて不可欠なマニュアルとなることは自明と思われるが、その意味でも筆者の指摘が本卷の利用價值を高めるように機能し得るならば幸いである。

一九九二年三月 東京 大東出版社
A5判 一五十七三頁 一五、〇〇〇圓